

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 産山村 (都道府県: 熊本県)
本事業の担当部局名 健康福祉課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	産山村結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 産山村の結婚支援事業や少子化対策事業(婚活等)に対する住民の方の認知度がまだ低いと、ホームページやチラシ以外にも行政から毎年5月に発行している予算説明書の中で取り組みを知ってもらうなど更に工夫する必要がある。 また、婚姻や移住定住等を検討している方から村内の住宅(公営含む)環境が十分に整っていないなどの声も聞かれています。そのため、所管課と今後の整備計画等を協議しながらニーズに対応する必要があります。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 産山村では「うぶやま未来計画(第6次総合振興計画)」において、将来もこの地域で暮らし続けることができるように出産前からの切れ目のない伴走型の母子相談支援や各種補助事業等の充実を含む少子化対策を実施しており、子ども・子育て支援を積極的に推進することを目標として総合的な取り組みを行っている。 この中で、結婚支援については依然として婚姻率が低い状況が続いており、今後も人口減少と比例することが予想されるため、コロナ禍で開催を見合わせていた婚活イベント等の開催計画をしながら、ニーズに応じた対策を講じる必要がある。 <本個別事業の位置付け> 本個別事業は、結婚新生活支援にあたり経済的に結婚に踏み切れない、又は資金的負担の大きい世帯を支援する取り組みとして位置付けることができ、積極的な事業展開により結婚希望者のサポートを行い、これからも安心して住み続けられる村づくりに資するものと位置付けている。</p>			
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有				
【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 過去にこの補助金に基づく助成を受けたことがないこと。 村税等の滞納がないこと。 補助の対象となる住居が村内にあり、申請時点において夫婦の双方が当該住居に居住し、住民登録を行っていること。 				

2. 申請見込

①新規世帯見込	2	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	1	世帯		

【世帯数積算根拠】

1件(支給見込世帯数)×600千円(補助上限額)=600千円
 1件(支給見込世帯数)×300千円(補助上限額)=300千円 合計900千円
 ※支給見込世帯数は、以下のとおり算定
 直近3年間の婚姻件数(転入含む)及び所得500万円未満などを住民課(税務係)へ確認した上で、令和5年度の申請・相談及び実績件数を踏まえ算定。

(参考)

【令和5年度申請状況】

実施中	
申請世帯数見込	1 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	1 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	1 世帯 × 600,000 円 =	600,000	円
(その他)	1 世帯 × 300,000 円 =	300,000	円
	(継続補助)	0	円
	合計	900,000	円

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

村予算説明書、村ホームページ及びチラシ等で周知

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		子どもの出生数(出生予定者を含む)※現時点で次年度出生なし	人	5 (R6)	7 (R5)
	結婚生活に入った村内在住の夫婦(共に39歳以下)	組	4 (R6)	4 (R5)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.69 (R3)	
	婚姻件数		件	3件 (R4)	
	婚姻率			2.1% (R4)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	2件/100%	1件/50%
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50%	50%	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50%	50%	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・熊本県HP等で当該事業及び実施市町村についての広報を行う。 熊本県が実施する都道府県主導型連携コース要件事業への連携は以下のとおり。 【結婚支援】 ・県は市町村に、「まちのよかボス」養成研修の日程等の情報提供及び「まちのよかボス」相談所を設置する。 ・市町村は、市町村内の結婚支援に興味のある人を発掘し、「まちのよかボス」養成研修の受講案内を行うとともに、県が設置する「まちのよかボス」相談所を管内住民に周知し、相談者を「まちのよかボス」につなぐ。 【子育て支援】 ・市町村は、県が運営する子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の定期的なFAQや公共施設の情報更新について、県に情報を提供する。 ・市町村は、市町村内の子育てイベント情報や感染症・予防接種情報などの子育て支援情報を随時県に提供し、県は子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の配信機能を用いて、県民に向けて情報発信を行う。				
	民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8 村観光協会、うぶやま未来ラボ、村商工会等を通じて情報提供を行い周知する。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。